

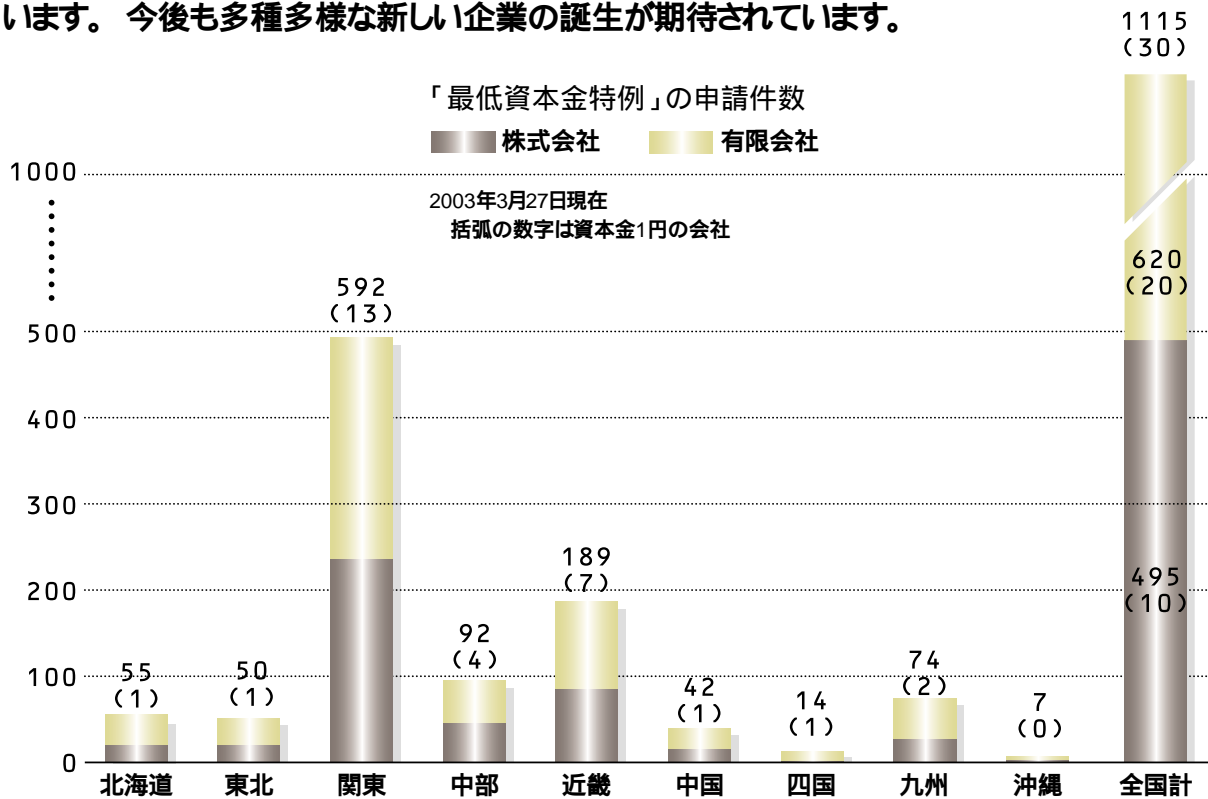
18 最低資本金規制の緩和



これまで、株式会社を設立する場合には商法により資本金1,000万円以上が、有限会社を設立する場合には有限会社法により資本金300万円以上が必要と定められていました。

2003年2月、中小企業挑戦支援法により新事業創出促進法の一部が改正され、商法および有限会社法の特例措置として、新たに創業する個人の設立する企業については、設立後5年間は最低資本金規制の制約を受けず、例えば、資本金が1円でも株式会社や有限会社を設立できることになりました。

既に、ゲーム機用ソフトウェアの企画・開発・販売、各種コンサルタントサービス、情報技術を活用した医療情報サービスといった業種で、この制度を活用した起業が行なわれています。今後も多種多様な新しい企業の誕生が期待されています。



- 01
- 02
- 03
- 04
- 05
- 06
- 07
- 08
- 09
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20